

(7) 計画内容の変更

提案基準7「計画内容の変更」

工事着手後に市街化調整区域に編入された開発行為における計画変更に伴う開発変更許可にかかるもの、又は既に開発審査会の議を経たものの計画内容の変更にかかるもので、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 土地利用等の計画内容を著しく変更しないものであること。
- 2 計画変更について、相当の合理的理由があること。

<留意事項>

「既に開発審査会の議を経たものの計画内容の変更にかかるもの」で、擁壁の種類、造成計画、建物配置又は建築計画等の変更のうち、ごく軽微なもので全体計画について支障がないと認められるものは当初計画の中に包含されているものとして取り扱って差し支えない。